

資料3

身体障害者手帳交付事務のマイナンバー取得手続きの追加について

現状と課題

- 身体障害者手帳は、平成28年からマイナンバーの取得を開始し、平成30年からマイナンバーによる情報連携を開始した。
- マイナンバー取得開始当時は、平成27年以前の手帳交付者のマイナンバーは手帳台帳の情報を住民基本台帳の情報と突合して取得する前提で、新規申請と他道府県からの転入時に限りマイナンバーを取得することとした（国の様式では、再交付・各種変更届等についても個人番号欄を追加している。）。
- 実際に手帳台帳と住基情報との突合を行った結果、何らかの理由（住所の不一致など）により、マイナンバーを取得できていないケースが多数生じている状況。
- マイナンバーカードの取得者数の増加や、マイナポータルと連携できる民間の障害者手帳アプリ「ミライロID」の普及により、平成27年以前に手帳を取得した者から情報連携ができない旨の苦情が急増しているが、現状は新規申請・転入届以外のマイナンバーの取得ができないため解消する手段がない。

対応方法

現在、新規申請・他道府県からの転入届に限っている身体障害者手帳のマイナンバーの取得を、国の標準どおり他の申請・届出等にも行えるようにする。

改正内容（案）

マイナンバーを取得する手続きの追加

国様式同様に、新規申請・他道府県からの転入届以外の手続き時にもマイナンバーを記載するよう様式を改正

手続き	特例条例・規則	マイナンバー取得	
		現行	改正後
新規申請		○	○
転入届		○	○
変更届			○
返還			○
再交付申請	○		○
再認定通知	○		
再認定交付	○		

スケジュール（案）

区市町村協議、PIA（特定個人情報保護評価）を経て、**令和6年4月**からのマイナンバー取得事務の追加を目指したい。

